

## 下川町地域経済循環創造事業募集要項

### 1 趣旨

本要項は、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進し、地域内での経済循環を創出することを目的として、総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ本町から申請を目指す事業（以下「申請事業」という。）を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2 申請資格

申請事業の募集に参加できる民間事業者等（以下「事業者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1)町内に本社を有する事業者、又は町内で事業を営む事業者であること。
- (2)暴力団等と関係を有していないこと。

### 3 対象事業

申請事業の対象となる事業は、次の各号すべてに該当し、持続可能な事業を行うために事業者が初期投資を行うものであること。

- (1)申請事業の実施場所が町内であること。
- (2)国又は町が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと、又は受ける見込みがないこと。
- (3)産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (4)事業の実施により、本町が負担して直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (5)他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対し、高い新規性・モデル性を有すること。
- (6)下記アに規定する対象経費のうち、事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額、又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受けた無利子貸付額の総額が、下記イに規定する補助金額と同額以上であること。また、当該融資は無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権等を設定する場合を除く。）であり、経営者が事業者の連帯保証人（経営者保証）となっていないこと。

## ア 対象経費

経費の区分	内容
施設整備費	事業遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に要する経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに要する経費（事業遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等を含む）。
備品費	事業遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに要する経費。
調査研究費	事業遂行に必要なものとして、事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

## イ 補助金の額

補助金の額は、対象経費から地域金融機関等の融資額及び事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

### 補助金の上限額

融資の条件	補助金の上限額
融資額が補助金額と同額以上、2倍未満	3,000万円
融資額が補助金額の2倍以上、3倍未満	4,000万円
融資額が補助金額の3倍以上、4倍未満	5,000万円
融資額が補助金額の4倍以上	5,500万円

## 4 提出書類等

### (1)提出書類

提出期間内に次の書類を提出すること。

- ・下川町地域経済循環創造事業実施申請書
- ・地域経済循環創造事業実施計画書
- ・交付対象経費の根拠となる見積書（任意様式）
- ・その他応募事業に係る説明資料（任意様式）

### (2)提出方法

正本1部を郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期間内必着）又は持参により提出すること。併せて、提出書類のPDFデータを電子メールで送付すること。

### (3)提出期間

令和8年2月16日（月）～3月13日（金）

持参の場合の受付時間：平日 8時30分～17時15分

#### (4)提出先

〒098-1206 下川町幸町63番地 下川町産業振興課商工観光係

E-mail : syoukou@town.shimokawa.hokkaido.jp

#### (5)その他

- ・提出書類は申請事業の選定に関する作業以外には使用しない。
- ・書類提出に係る費用は参加者の負担とする。
- ・書類提出後は、事業実施計画書等の修正・変更は認めない。

### 5 スケジュール

期間	内容
令和8年2月16日（月）～3月13日（金）	提出書類の受付期間
令和8年3月中旬（予定）	本町及び総務省との調整期間
令和8年3月下旬（予定）	本町から総務省へ交付申請
令和8年5月下旬（予定）	総務省からの交付決定通知
令和8年6月中旬（予定）	町予算提案・議決
令和8年6月下旬（予定）	補助金事業の着手
令和9年3月中旬（予定）	本町へ補助金事業に係る実績報告

### 6 留意事項

- (1)本募集は、総務省所管の地域経済循環創造事業交付金に町が採択され、かつ町予算が議決されることを前提としている。そのため、不採択又は予算が議決されなかった場合、事業を開始できないことを了承のうえ応募すること。
- (2)提出にあたっては、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び総務省ホームページ等を参照すること。

### 7 問い合わせ先

下川町産業振興課商工観光係

電話：01655-4-2511

E-mail : syoukou@town.shimokawa.hokkaido.jp